

金大中政府の構造調整政策（上）

金基元 / 訳：金元重

はじめに

構造調整の意味

構造調整の展開と評価

- 1 財閥の構造調整
- 2 金融の構造調整（以上，本号）
- 3 公共部門の構造調整（以下，次号）
- 4 労働部門の構造調整
- 5 対外開放

金大中政府の経済政策は新自由主義なのか

結び

はじめに

韓国政府がIMFに救済金融を申請してから4年が過ぎた。その間、金大中政府は、財閥・金融・公共・労働部門の構造調整と対外開放を通じて経済危機を打開しようと努力した。かくして2001年10月末現在の状況を見ると、外貨保有高が1000億ドルを超えたことで一旦通貨危機からは抜け出したし、一時9%に肉迫した失業率も3%程度に下落した。企業会計や金融監督などに関連して先進的な制度も多少備わるようになった。

しかしその一方で、所得分配が悪化し、雇用構造が劣悪となった。また国家債務の急増や急速な対外開放に対して憂慮する声も高い。二度にわたって財閥と金融機関の一括整理を断行したにもかかわらず、その不良債権処理はまだ不十分な状態だ。制度整備も中途半端な状態に止まり、大して改善されていないという批判も強く提起されている。しかも2000年末からは半導体価格が下落し成長が鈍化するにつれ信用梗塞が深まって来ており、IMF事態以前の水準を回復した製造業稼働率もまた下落して経済危機が再来するのではないかという不安まで台頭してきた。

こうした複雑な状況を反映して金大中政府の構造調整に対する評価においては、その立場によって偏差が非常に大きい。まず政府自身は、「民主主義と市場経済の並行発展」という旗幟の下にドイツ・フライブルク学派の秩序自由主義を掲げているが（財政経済部・韓国開発研究院，1998），

これに積極的に賛同する論者がいる一方、政府の政策に厳しい批判を加える立場の論者も少なからず存在し、その間にさまざまな立場（variation）が分布している⁽¹⁾。

しかも金大中政府の政策に対する批判論者たちも、極端に対立する二つの観点に分かれる。その一方は、政府の政策を従属的新自由主義と規定する（金成九，1998；金世均，1999；李炳天，1999；孫浩哲，1999；蔣尚煥，1998）。そしてもう一方では、官治経済の復活強化（孔炳浩，1999；劉承旻，2000）、新重商主義者と新従属理論者の結合、南米型のポピュリズム、果ては資本主義秩序の否定とまで⁽²⁾認識している。

このように金大中政府の経済政策は、左右から挟み撃ちを受けて抜き差しならない状況である。モザイク作品を見る場合と同様に、評者の見る角度すなわちイデオロギーによって政府政策の模様と色合いが変わって来るためであるが、しかし政策評価の複雑なスペクトラムは、評者たちのイデオロギーの差異にのみ起因しているのではない。

即ち金大中政府が処した歴史的状況それ自体が、まさに経済政策の多様性をもたらしているのである。大きく見て金大中政府は、一方では市場経済を正常化し発展させなければならず、もう一方では市場経済の不安定性と暴力性を補完し、その弊害を是正する措置も併せて講究しなければならない立場にある。こうした二重的位置によって危機管理を遂行しながら同時に改革を推進しているのである。

この論文では以上のような観点の下で、財閥・金融・公共・労働の4大部門の対内的構造調整と、開放という対外的構造調整を具体的に検討することで構造調整に代表される金大中政府の経済政策の性格を究明してみようと思う。以下、第2章では、まず構造調整の意味を資本主義一般と韓国資本主義の特殊性という二つの次元で考えてみる。そして第3章では、金大中政府の構造調整の過程を部門別に分けて整理してみる。第4章ではこうした構造調整政策をどのように性格規定すべきか、特に新自由主義として規定することにどのような問題があるかを考察することにする。

構造調整の意味

財閥危機 金融危機 通貨危機として発生し展開された《IMF事態》は、二重の性格を帯びていた。即ちIMF事態は、第1には資本主義下で周期的に発生する恐慌の一つの形態であったが（金秀行・趙複顕，1999）、第2には韓国資本主義の特殊な対内外的構造に淵源していた。

したがって第1の側面と関連してIMF事態以後の構造調整でも、資本主義一般の構造調整がそうであるように過剰投資を解消するための資本と労働の再編が展開されたのは当然なことであった。資本主義とは本来、不実な（構造的な経営不振に陥った）企業および金融機関を整理し、労働規律を再確立することで新たな蓄積条件を作り上げて行くものだからである。

だが資本主義が独占段階に至ると、巨大化した独占資本の過剰設備を解消することは容易ではな

(1) 代表的には金大植（1999）、安國臣（1999）、鄭大和 外（1998）、鄭雲燦（1998）、高龍秀（1998）がいる。

(2) 例えば財閥総帥の私財出捐を政府が強要したことを論拠にしてこうした論議が展開されたことがあるし、経済政策ではないが医療政策に対し社会主義的政策だと規定する声はしばしば耳にするとところである。とくに今年に入って野党は、しばしば政府の政策を社会主義的であると非難した。

くなる。またグローバル化した経済で一国資本の過剰性如何は、世界市場の与件変動によってすぐにも変わって来るので、景気好転への漠然とした期待の中で無謀な持ち堪え・現状維持策が続けられる場合もある。しかも財閥体制が持っている「皇帝経営」⁽³⁾と船団経営は、そうした傾向をさらに強化する。総資本を代弁する政府の経済介入が要請される所以もここにあるといえる⁽⁴⁾。

その一方で、過剰投資の解消が過度に推進される（overkill）危険性も存在する。元来過剰投資とは、需要と供給の相対的關係または利潤率水準を表すものに過ぎず、絶対的・固定的基準が存在する訳ではない。にもかかわらず過剰投資の解消を、現存の需要規模に合わせて生産能力を無理やり引き下げようとする事だというふうに解釈する可能性があるのも事実だ⁽⁵⁾。このように過剰投資解消には、ひたすらな持ち堪えと過度な推進という両極端に走りやすい二つの危険性が常に存在しており、そのために政府と財界が軋轢を醸し出してきたのである。

一方、過剰投資は生産能力過剰と利潤率の低下という二つの側面を持っているため、その解消も二つの方向に展開される。まず前者と関連しては、設備と労働力の縮小が追求される。そして後者と関連しては、企業の廉価売却や負債帳消しを通じて自己資本や他人資本の価値破壊がなされ、賃金など労働条件も悪化する⁽⁶⁾。したがって過剰投資の解消を巡って、企業・債権金融機関・労働者間で自分たちの損失分担を最小化しようとする軋轢が必然的に発生することになる。

こうしてIMF事態以後、過剰投資を解消するための構造調整には、資本同士の葛藤と資本と労働との間の葛藤に対する調整が不可避となる。そしてこうした調整過程においては、市場メカニズムだけでなく国家権力も総資本と総労働を代弁する⁽⁷⁾立場で一定の役割を担当する。市場が歪曲していて未発達な韓国資本主義においては、資本間の葛藤構造においてすら国家の役割が決定的な意味を持つ。また資本と労働との葛藤構造では1ドル1票 - 効率性を追求する資本論理と、1人1票 - 民主性を追求する人権論理との間の葛藤を国家が調整するのである⁽⁸⁾。

次にIMF事態の第2の側面と関連して、IMF事態以後の構造調整は、過剰投資の解消過程である

(3) 皇帝経営とは、財閥総帥の専横と経営の世襲がまかり通る財閥の経営方式を、韓国で一般的に称する用語である。

(4) 財閥が政府を媒介にしてビッグディールを展開したことが端的な例である。ビッグディールはしばしば政府が財閥に強要したものだと誤解されているが、事実は財閥が政府を駆りたてたと見るべきである。かくしてその過程で財閥間の熾烈な角逐戦が展開されたのである。この点に関する生々しい記録は李榮烈（1999）を参照。

(5) 多くの財閥が、構造調整によって産業基盤が瓦解すると不平をもらしたのはまさにこの側面を示している。

(6) 利潤率は利潤 / (可変資本 + 不変資本) であるから利潤率を高めるためには分子を増大させるか分母を減少させなければならない。

(7) 資本主義社会である限り、総資本の利害が総労働の利害に優先する。しかし、少なくとも民主主義政治秩序下の資本主義社会であるならば、1ドル1票の原理とともに1人1票の原理も作動しているので国家権力が総労働の利害を完全に無視することはできない。

(8) 効率性と民主性は必ずしも敵対的な対立関係にあるわけではなく、いわば相互に対立しながらも相互に補完する緊張関係にあると見るべきだろう。

ばかりでなく、1960年代以後の成長過程自体が孕んだ矛盾を克服し、新たな経済運営システムを構築する過程でもある⁽⁹⁾。即ち政府、金融機関、国内外資本、労働者など経済主体それぞれの内的構造と共に各経済主体間の関係を変化させる過程なのである。

かくしてこうした構造調整は、過去に対する闘争であると同時に未来を巡る闘争なのである。まず、それまでの立ち遅れた金融システム、前近代的な財閥体制、非効率的な公共部門、非生産的な労使関係をどのように克服するかが与えられた課題である。さまざまな既得権を維持しようとする勢力の抵抗も必然的に生じ、これに対する適切な対応如何が構造調整の成否を分けることになるだろう。

また構造調整過程は、未来の韓国社会を規定する。資本主義そのものの克服を追求するのか、そうではなく資本主義を前提とするならば英米型の株主資本主義を志向するのか、さもなくばドイツ・日本型の利害関係者資本主義を目指すのか、あるいはまた我々なりの独自の道を模索すべきなのか、が重要な課題として提起されるのである。

そしてここでも第1の過剰投資解消の場合と同様に、1ドル1票 - 効率性を追求する資本の論理と、1人1票 - 民主性を追求する人権の論理とが対立することになる。かくして両者のベクトルの合成が、わが国経済の未来を形成することになる。効率性と民主性はどちらも肯定的価値だから両方とも発展させるべきだが、それがそう簡単ではない。

そのうえIMF事態以後の構造調整は、IMF・IBRDの強力な影響力の下に置かれており、このことが果たしてわが国経済を先進化するのか、さもなくば従属化するのかという問題を惹起する。また先進化するとしても、決して望ましいものとは言えない新自由主義の罠に陥ることになるのではない、という憂慮も深刻に提起されている。

構造調整の展開と評価

1 財閥の構造調整⁽¹⁰⁾

財閥の構造調整は、政府と財閥総帥が合意した「5 + 3」原則によって推進された。1998年1月に合意された5大原則は、企業経営の透明性を高める、相互債務保証の解消、財務構造の画期的改善、核心部門の設定および中小企業との協力関係強化、支配株主および経営陣の責任強化 - であった。また1999年金大中大統領の8.15慶祝辞で示された3大補完課題は、産業資本の金融支配遮断、循環出資と不当内部取引の抑制、変則的相続の遮断 - であった。

これらは大きく3つの範疇で構成されているといえる。第1が過剰投資の解消であり、第2が財閥総帥の財閥企業支配体制を改革することであり、第3が財閥企業の国民経済支配体制を改革する

(9) このようにシステムを質的に変化させる構造調整こそが、それがより良い方向に進展するならば厳密な意味での経済改革であると言えることができる。ただし第1の過剰投資解消も、たとえシステムが変化しないとしても累積した非効率を除去する点で広義の経済改革として受入れることができるだろう。

(10) 財閥の構造調整過程に関しては金基元（1999b）、金成九（1998）、朴英哲 外（2000）、劉承旻（2000）、李奎億（1999）、李栽雨 外（1998）、蔣尚煥（1999）、張夏成（2000・12・5）等の研究がある。

ことである。第1の過剰投資解消のため政府は「金融機関主導による企業構造調整推進」という原則を設定し、債権金融団をして財閥系列社を正常、回生可能、回生不可の3種類に区分させた⁽¹¹⁾。

こうして回生不可企業は退出させられることになり、1998年6月に第1次として55企業、2000年11月に第2次として52企業が退出対象として集団的に名指しされた。しかしこのように指定された退出企業には大企業があまり含まれておらず、財閥の過剰投資解消にはそれほど効き目のない数字合わせの性格が色濃かった。

そして回生可能企業に対しては、上位6位以下の財閥の場合にはワークアウト（workout、企業改善作業）、上位5大財閥の場合にはビッグディール（大規模事業交換）という方式が採択された⁽¹²⁾。それにより104企業がワークアウトの対象として選定され、2001年10月末現在そのうち78社が早期終了および退出され26社が残存している状況である。ところがこのワークアウト対象には、事実上回生不可能な企業も相当数含まれていた。また5大財閥はワークアウトから除外されることになったが、大宇グループの場合は、1999年8月にワークアウト対象に入れられるなど混線が生じた。もともと5大財閥と6位以下財閥を区別すること自体に問題があったのである。

一方5大財閥のビッグディールは、金大中政権が発足したところ若干論じられたことはあったが、その後しばらくを潜めていたのが1998年8月以後、半導体、航空機など7大部門を対象に本格的に推進されることになった。しかし半導体のビッグディールに対しては多くの雑音が生じたし、自動車・電子のビッグディールと石油化学のビッグディールは結局失敗した。またビッグディールに成功したように見える鉄道車両と航空機も法人を統合したに過ぎず、構造調整がまともに進んだとは言えないのが実情である。一方、2001年になって政府は再び化学繊維・綿紡・セメントなど7業種のビッグディールを推進する意向をほのめかしたこともある。

ビッグディールは、基本的に1980年恐慌時に全斗煥政府が実施した重化学工業投資調整と同じ性格のものである。だがビッグディールは財閥の核心力量を多少集中させはしたが、過剰投資そのものを直接的に解消するものではなかった。また、ビッグディールがまるで財閥改革の核心であるかのように受け取られたため、政権出帆後1年間の貴重な時間と改革エネルギーがこの問題に集中され、その結果、本当に重要な財閥改革の中身であるところの所有・支配構造の改革が等閑視されてしまった。財閥のヘゲモニーが最も脆弱な時点で根本的な改革を断行する機会を、ビッグディール騒動のために逃してしまった格好だ。ここには財閥改革の目に見える成果に執着した政府の姿勢と、財閥改革が所有・支配構造の改革にまで発展するのを阻止しようとする財閥の努力が作用したと見

(11) 2000年11月に断行された不実企業（経営危機に陥った企業）整理ではもう少し複雑な区分方式が採択されたが、その基本性格は変わりなかった。そして整理企業の選定は、表向きは債権金融機関の判断に依拠するとされたが、実際には政府の強い影響力が行使された。

(12) 6位以下の財閥は、自身の構造調整能力が脆弱なのでワークアウト方式により貸出金の出資転換、貸出元利金の償還条件の調整、新規貸出などを行い、上位5位財閥は自身の構造調整能力があると見なして、できるだけ自律的な事業構造調整を推進するようにしたものである。この上位5位財閥の間で、企業または事業部門を売買する取引がビッグディールである。もちろん5位までと6位以下のこうした区分に基づく処理は、きわめて恣意的なものであり、それはその後大宇グループがワークアウトに入り、現代グループ系列社が危機に追い込まれたことにより明白に現れた。

ることができる（李榮烈，1999参照）

以上の退出措置，ワークアウト，ビッグディールとは別に景気沈滞それ自体と負債比率低下要求によっても財閥構造調整が進められた。まず30大グループの系列社数が，1997年4月に819社あったのが2001年10月末には616社に縮小した。しかし，ここには親姻戚間の持分整理や単純な合併が相当数含まれており，完全整理した場合も零細事業体が多いという限界を持っていた。また負債比率も大体200%以下に縮小されたが，実際には系列社間の有償増資による数字合わせとして行われた側面が強く，その意味は半減した。負債比率は200%以下に低下したものの，負債総額はそれほど減っていない現代グループの危機がこれを雄弁に物語っている。ただし財閥企業の人件費削減と人件費比重の縮小は顕著に進み，財閥構造調整が主として労働の側面に進んだことが分かる⁽¹³⁾。

次に第2として，財閥総帥の財閥企業支配体制即ち王朝的独裁体制を改革する措置としては，まず少数株主の権限強化を挙げることができる。これは金大中政府の財閥改革のなかで，最もはっきりと成果を見せている部分である。ただし少数株主権の行使は，その行使者に直接利益がもたらされるものではなく，会社に利益がまわる公益的性格を持っているために参与連帯と一部の労働組合が活用している程度である。また，結合財務諸表が導入されて会計法人の責任が強化された。

そして社外理事（社外取締役）制が導入され，1999年には社外理事の比率を増やす措置が取られた。これによって理事会が以前より活性化されるという肯定的な効果が現われたが，極く少数の例外を除くと社外理事任命権を依然として総帥と経営陣が握っているため，社外理事は単なるお飾りやロピストに過ぎない場合が大部分である。こうした限界を突破するために集団訴訟制と集中投票制に対する実施要求が強力に提起されたが，今のところ，せいぜいうまく行って集団訴訟制は限定的に導入されるだろうが，集中投票制の義務化は立ち消えになるだろうという見通しである。

従業員持ち株制の改善による従業員の所有・経営参与を通じて財閥改革と生産的労使関係の構築を同時に進展させようとする試みも，労使政委員会を中心に提起された。こうして「わが社株組合」の運営を多少民主化することができる措置が取られたのだが，その一方で保有義務期間を1年に短縮したため，従業員を所有・経営参与よりは短期的な相場差益の追求に埋没させる否定的効果をもたらした。

そして金融資本に対する産業資本の支配をしっかりと遮断すれば，顧客資金でグループを支配する財閥の所有構造を弱めることができる。しかし政府は，金融機関（主要第2金融圏）に対して所有制限や系列分離命令制のような積極的方式を採択せずに，貸出規制のような消極的措置に止まりほとんど成果を挙げるができなかった。

不法・変則相続を防止するために制限的包括主義が導入されたが，すでになされてしまった不法・変則相続に対してすら黙認している検察や国税庁に期待できるものは大きくない。出資総額制限もIMF事態直後に廃止してしまったので，財閥の所有構造に変化をもたらすことのできる絶好の機会を失った。その後再び出資総額制限を復活させたのだが，時すでに遅かった。こうしてIMF事態前に比べて，財閥総帥の個人所有持分は縮小したが，系列社持分が増大することによって総帥

(13) 30大財閥上場会社の場合，1996年と1999年末を比較すると，会社当たり平均労働者数は30.3%減少し，人件費比重は12.2%から8.4%に減少した（張夏成，2000．12．5）。

の支配権を下支えする内部持分率はかえって上昇したのである。

第3に、財閥企業の国民経済支配体制に対する改革としては、まず政府のベンチャー企業育成方針を挙げることができる。こうした方針によってベンチャー・ブームが生じ、一時はあたかもベンチャーが財閥のオルターナティブであるかのように錯覚されるまでになった。しかしベンチャーは基本的に情報産業に限られた現象だったし、ベンチャーが財閥に取って代わり得るものではなかった。

また財閥の船団蛸足経営を是正しようとしたいくつかの措置も、財閥の国民経済支配体制の改革と関連があった。すなわち政府は、不当内部取引に対する取締りを強化し、相互債務保証を解消するようにし、財閥会長の秘書室組織を解体するように指示した。しかしながら不当内部取引の取締りと関連して、公正取引委員会の口座追跡権及び履行強制金賦課権限が制限されており、相互債務保証解消の効果は出資総額制限の廃止によって相殺されてしまったし、秘書室解体のような対症療法は当然実効を上げることはできなかった。

そして財閥が国民経済を支配するために構築した政治圏、政府、言論界、学界とのネットワークも、政権交代や一部新聞社の系列分離などを通じて多少綻びを見せたとはいえ、その基本構造は依然揺ぎないものである。大宇の破産と現代の危機によって国民経済に対する上位財閥の支配力は弱まりはしたが、その代わり三星の支配力が突出的に優位に立つようになった。

つまり財閥構造調整は、一部不実企業・事業が整理され、人力が大幅に縮減され、負債比率が改善され、少数株主権が強化され、相互債務保証が解消されるなど一定の成果を上げた。しかし2度にわたり一括退出を発表したにもかかわらず、いまだ不実整理は不十分な状況である。政府は常時退出システムを稼働させると言っているが、現代建設など不実企業に対し韓国産業銀行などを動員した便法支援を継続している状況では、そのようなシステムの正常な作動を期待することは難しい。しかも従来の所有・支配構造が温存されることで財閥の皇帝経営（王朝的独裁経営）と船団蛸足経営も本質的には変化しなかった。さらに2001年6月になって出資総額制限の例外規定を拡大し、財閥傘下金融機関の議決権制限を廃止するなど財閥改革から後退する様相まで見せている。

こうした結果は、一次的に政権の権力的・イデオロギー的限界と改革勢力の未結集に起因している。そして相互債務保証解消を要求しながら出資総額制限を廃止した措置のように、改革のアクセルとブレーキを同時に踏んでいるせいでもある。しかし改革戦術面では、財閥解体の核心的環であると同時に最も弱い環である総帥支配体制を適切に攻略して先進的な責任専門経営体制を樹立することに焦点を絞れなかった過ちが、最も大きな原因であるといえる。

2 金融の構造調整⁽¹⁴⁾

財閥の構造調整と同様に金融の構造調整も効率性の側面では、過去の累積した不良債権を払い落とし、未来の不良債権発生の可能性を最小化することであった。かくして政府の金融構造調整は、大きく分けて二つの内容、即ち第1に、公的資金を投入して金融機関の不良債権を整理することと、

(14) これに関する代表的な研究としては金尚祚（2000）、全聖寅（1999）、朴英哲 外（2000）等がある。そして金融構造調整と関連した最近の争点については鄭雲燦（2000. 11. 13）を参照。

第2に、金融監督体制を再整備することで構成されていた。

第1に、金融機関の不良債権を整理するために政府は、まず回生不可能な金融機関を退出させた。即ち1997年末の総合金融会社（総金社）に対する営業停止を筆頭に、未曾有の大規模金融機関退出が断行されたのである。その結果、33行あった銀行は5行が認可取消となり、6行が合併され、第一銀行は海外売却された。また総金社は1997年末の30社から4社だけが正常に残っている状態であり、証券会社は7社が認可取消となり、231あった相互信用金庫は103金庫が認可取消あるいは合併されるなど、第2金融圏も大々的な整理が行われた。こうして金融機関全体の1/4程度が認可取消・合併・解散などで整理された。

一方、回生可能な金融機関に対しては、公的資金を支援して資本を充実化させようとした。そのようにして退出金融機関に対する預金代支給（預金保険公社が退出金融機関の預金者の預金を代りに支払うこと）と回生可能な金融機関の増資及び不良債権整理などのために1998年に公的資金64兆ウォンを造成し、その資金の再使用と公的資金の分まで含めて110兆ウォンを投入した。

しかし、こうした構造調整にもかかわらず、金融圏が不良債権の表面化を忌避した上に大宇事態によって金融機関の不良債権が再び累積し、2000年11月の銀行構造調整を皮切りに第2段階の金融構造調整が不可避となった。このため40兆ウォンの追加公的資金が造成されることになった。ただし現代建設、大宇自動車をはじめとする大企業の不良債権が金融圏の貸借対照表上に十分に反映されない状態で行われる第2段階金融構造調整は、やはり同様の限界を持たざるをえなかった。しかも第2段階金融構造調整では、不良金融機関を退出させることよりも金融持株会社によって束ねようとする方針を立てているが、これは下手をすとかえって不良債権の大型化をもたらすはしめがないか憂慮されているのが実情である。

金融構造調整の二番目の要素である金融監督体制の再整備のために、政府は機構面では金融監督委員会を設立し、分散していた金融監督機能を金融監督院に一元化した。そしてBIS比率（銀行、総金社）、営業用純資本比率（証券会社）、支払余力比率（保険会社）など各種の健全性規制基準を作り、これに依拠して不良債権を事前に予防する適期是正措置（日本の早期是正措置に該当）を確立した。

さらに銀行の固定及び要注意与信の分類基準を変更して、それまでの資産健全性分類基準が元利金の延滞期間だけを問題にする過去の実績中心だったのに対して、1999年末からは未来の債務償還能力を勘案する新しい資産健全性分類基準（FLC, Forward Looking Criteria）を導入した。偏重与信の規制のために同一人・同一系列・巨額与信限度なども改編・強化された。

以上の金融構造調整過程を通じて、金融機関の過剰問題の緩和、貸借対照表の健全化、金融機関のモラル・ハザード防止など、多少進展があった。しかし、まだ未解決の問題も山積している。不実金融機関の整理は、不実企業整理と結び付いた問題なので、不十分な不実企業整理が金融機関の不良債権をそのまま潜伏させているのである。

また金融機関の所有・支配・経営構造は、あまり改善されなかった。危機克服のための緊急処方として国有化した銀行を2002年下半期から民営化することにしたが、その所有構造をどのように持っていかは明らかになっていない。今のところ銀行の所有限度を上方調整して結局、財閥の所有を許容するのではないかと憂慮されている状況である。支配構造改善のために金融機関にも社外理

事制を強化することにはしたが、その効果はまだ未知数である⁽¹⁵⁾。

第2金融圏（非銀行金融機関）に対する財閥とりわけ上位財閥の影響力は、弱まるどころかかえって強化された（朴景緒，1999）。かくして官治金融・政治金融・財閥金融の弊害は、それほど改善されていない。政府も不実金融機関整理と監督体制整備に力を注いだため内部経営体制をはじめとする所有・支配構造問題は、ほとんど手を付けられずにいるのが実情である。

そしてIMF事態直後の高金利政策をはじめとして、にわかには持ち出されたBIS比率適用のような金融構造調整方式が、果たして韓国に適切であったのかという論難が起こった（朴英哲，外2000）。また英米式に直接金融の位相を高める金融構造調整が、果たして望ましいものかどうか、外国資本による銀行など金融機関の支配が及ぼす弊害はないのかどうか、など金融構造調整の根本方向と関連した問題が指摘されている。

2001年から市場による構造調整というスローガンの下に施行される預金部分保証制度（payoffの解禁）の危険性が指摘されて、保証限度を上方調整する補完措置が取られた。しかしこれによって金融システムの安定性は十分に確保できるのか、そうではなく逆にこうした補完措置によって元来の趣旨が大きく毀損されたのではないか、という問題も提起されている。

一方、金融構造調整で民主性が等閑視されたことは大きな限界であった。政府は中小企業・ベンチャーに対する支援に取組みはしたが、財閥が直接金融・間接金融を支配している構造は変わらなかった。そして金融機関の経営において、従業員の下からの生産的牽制が作動する装置に対する考慮もまったくなされなかった⁽¹⁶⁾。

また金融監督機関の行政を透明化して民主的監視が作動しうるようにしなければならないのに実際にはそうせず、権限と非対称的な責任構造を作って腐敗を温存させている。公的資金の執行と関連した民主的監視もやはり今ようやく議論されているが、形式的な委員会設置などに終わる公算が大きい。（つづく）

（キム・キウォン 韓国放送大学経済学科教授 / キム・ウォンジュン 新潟産業大学教授）

(15) 財閥傘下の金融機関の社外理事は、財閥企業でのそれと同様に単なる飾り物かロビイストである。そうではない金融機関でも利害関係者を代弁する社外理事でない限り、どれほど積極的に経営を監視・牽制しうるか疑問である。その反面、産業資本を代弁する社外理事である場合には、金融機関の経営改善より自分たちへの貸出により大きな関心を示すことは目に見えている。

(16) これと関連して、かえって労組の不当な経営干渉が、構造調整の障害物として認識されている。もちろん現在労組が不当に干渉した事例があることも事実であるが、しかしこれは公企業と同様に責任専門経営体制の未確立という空白の中で現われる歪曲形態である。したがって下からの一定の牽制の必要性自体を原理的に否定することはできない。またこうした牽制は、必ずしも労組の役割と関連付けなければならない必要もなく、意思決定の権限及び責任体系を再整備することを意味する。